

# アグリビジネス 経営塾



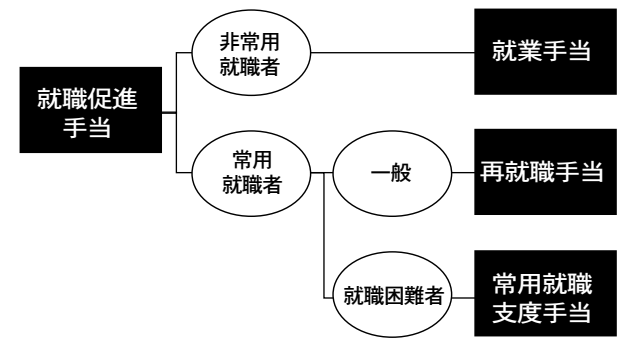
2004.9.2

労務管理講座 ③1

## 雇用保険法について (5)

前回までは、雇用保険の給付のうち、最も代表的な求職者給付についてお話ししてきました。今回は、その他求職者給付以外の失業等給付についてご紹介していきます。

その他求職者給付以外の失業等給付には、次にあげるものがあります。



### 就職促進手当

就職促進手当は、求職者の早期の就職のために支給される手当で、受給資格者が職業に就いたときに支給されます。つまり、基本手当をすべて支給しないうちに就職した場合には、基本手当の残りの日数に応じてお金がもらえることになるわけです。この就職促進手当は、まず、「安定した職業に就いた人（常用就職者）」と「安定した職業とは認められない職業に就いた人（非常用就職者）」とでそれぞれ受給要件と受給額が違ってきます。また、「安定した職業に就いた人（常用就職者）」であっても、一般の人は「再就職手当」を、就職困難者と判断された人は「常用就職支度

メンターネットワーク 社会保険労務士 小森谷 一恵

手当」を受けることになります。就職促進手当のうち、もっとも一般的なものは、再就職手当であると思われるので、この再就職手当を中心に解説いたしましょう。

### 再就職手当

#### ①支給要件

再就職手当は、受給資格者が次の要件を満たしたときに支給されます。

- (1) 1年を超えて引き続き雇用されることが確実であること
- (2) 就職日の前日における基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上であること
- (3) 離職理由による給付制限を受ける場合は、待期間の満了後1ヵ月以内については、公共職業安定所または職業紹介事業者の紹介により就職したこと
- (4) あらかじめ雇入れすることを約束した事業主への就職でないこと
- (5) 離職前の事業主（関連事業を含む）に再び雇用されたものでないこと
- (6) 待期間の経過後に職業に就いたこと
- (7) 就職日前3年以内に就職促進手当（就業手当を除く）を受けていないこと
- (8) 同一の就職について、高年齢再就職給付金の支給を受けていないこと

#### ②支給額

再就職手当の額は、基本手当日額に支給残日数に相当する日数に10分の3を乗じた額です。

$$\begin{aligned} & \text{支給額} \\ & = \text{基本手当日額} \times \text{支給残日数の} 30\% \text{相当額} \end{aligned}$$

#### ③申請手続き

再就職手当の支給を受けようとするときは、安定した職業に就いた日の翌日から起算して1ヵ月以内に再就職手当支給申請書に受給資格者証を添えて管轄の公共職業安定所長に提出する必要があります。

### 就業手当

就業手当は、常用雇用以外の形態で就業した人に対して支給されます。常用就職者に対しては再就職手当が支給されます。しかし、常用雇用以外の形態で就業した場合は、安定した職業についてみなされず、再就職手当は支給されません。ですからそれにかわるものとして就業手当が支給されることになります。支給要件については、(1) (7) (8)を除き再就職手当と同一です。就業手当は、就業していなければ受給できるであろう基本手当についてその30%相当額を就業日ごとに支給しようというものです。

### 常用就職支度手当

常用就職支度手当は、就職困難者が1年以上引き続き雇用されることが確実である場合に支給されます。就職困難者とは、次にあげる者をいいます。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定されている身体障害者・知的障害者
- (2) 特例受給資格者口  
(短期雇用特例被保険者であった者が失業し、受給資格を認められた場合)
- (3) 日雇受給資格者口  
(日雇労働被保険者であった者が失業し、受給資格を認められた場合)

農業法人キャラバン隊、鹿児島県志布志町で開催  
—会員拡大に大きな手応え—

8月26日、鹿児島県農業法人協会（本田信一会長）の主催で「農業法人キャラバン隊」が開催され、当協会からも長谷川会長が参加し、経営の法人化の必要性や組織加入のメリットを訴えました。

今年度からスタートしたキャラバン隊活動は鹿児島県が第1号。鹿児島県では8～9月に県内4カ所で「地域別農業法人について語る会」を開催しており、うち1会場をキャラバン隊活動として位置づけました。組織未加入法人も多数参加し、会員拡大に大きな手応えを感じています。

まだ各県からの取組み希望が少ない状況にあります。積極的な取組みを期待します。

食料・農業・農村政策審議会企画部会地方公聴会で秋田・藤岡会長が意見表明

8月30日仙台市で開催された食料・農業・農村政策審議会企画部会地方公聴会（仙台会場）で秋田県農業法人協会の藤岡茂憲会長（有）藤岡農産代表）が意見を表明。利益を生み出す魅力ある産業、時代や社会に貢献する産業、需要創造型農業への転換を訴えました。

地方公聴会はこの後、7日に岡山会場で開催され、坂本多旦顧問が委員として参加されます。

「アグリビジネス経営塾」214号  
2004年9月2日発行

発行：  
社団法人 日本農業法人協会  
東京都港区虎ノ門1-25-5  
虎ノ門34MTビル  
〒105-0001  
H.A.G.  
1981 AGRICULTURE GROUP

Tel : 03-5156-0365 Fax : 03-5156-0366  
E-mail : hojin@nca.or.jp  
HP : http://www.hojin.or.jp/